



しあわせを守る。あはれを守る。

岡山県共済
岡山県火災共済協同組合

企業の安定とご家族の安心のために

火災共済



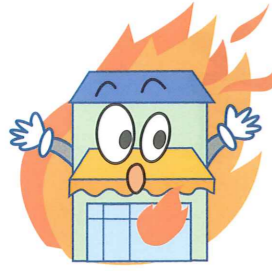




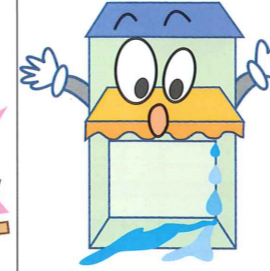

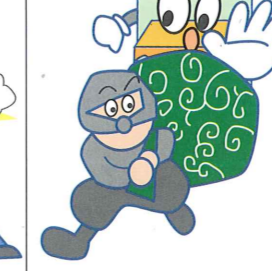
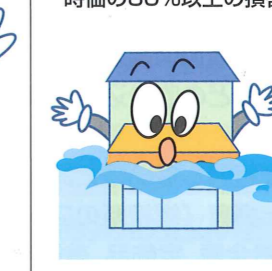

共済の特色

- ① 掛金が割安です
- ② 共済事故調査・支払いを迅速におこないます
- ③ 地域に密着した商工会議所・商工会・事業協同組合等を通じて販売

さまざまな事故からお客様の財産をお守りいたします。

お支払の対象となる事故

共済種類・補償範囲

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	失火やもらい火 または放火による被害	ボイラの破裂や プロパンの爆発など	落雷による 建物・ガラス・テレビなどの損害	窓ガラス・屋根 の破損など	自動車・物体の 飛び込みなど	給排水設備に 生じた事故などによる	騒ぎょう・労働 争議などによる	盗難による建物のき損・破損、 家財・預金の屋内での盗難など	台風・こう水・豪雨・高潮などによる	
	火災	破裂・爆発	落雷	風災・ひょう災・雪災	飛来・落下・衝突	水ぬれ	暴行・破壊	盗難	水災 I	水災 II
	消防活動による 水ぬれ・破壊などを含みます。			吹き込みまたは雨漏りなどによる 損害は除きます。	ご契約者および被共済者の 車両等の衝突を除きます。	凍結による事故などを 含みます。			ただし付属物は対象外とします。 建物または家財のそれぞれの 時価の30%以上の損害	水災 I 以外で床上浸水または 地盤面から45cmをこえる 浸水による損害
										
	地震、噴火またはこれらによる津波 を原因とする火災による損害につ いては共済金は支払われません。 ただし、地震火災費用共済金を除き ます。		建物のみのご契約では、家財、 設備・什器、商品・製品等の 損害は補償されません。	共済の対象の損害額が20 万円以上の場合に限りま す。ただし付属物は対象外 とします。	工場物件については、共済 の対象の損害額が20万円 以上の場合に限りま す。また、被共済者の敷地内から 発生する事故は除きます。	給排水設備自体に生じた損 害および、老朽化が原因の 場合は除きます。	工場物件については、共済 の対象の損害額が20万円 以上の場合に限りま す。	詳しくは下記「盗難の補償 内容」をご覧ください。	浸水による損害の場合で、建 物または家財のそれぞれの損 害額が時価の30%以上とな る場合は、下記の通りお支払 いたします。	ただし、1回の事故につき1 構内ごとに100万円または 損害の額のいずれか低い額 を限度とします。
	普通火災共済 II (住宅物件・普通物件)									
	普通火災共済 (住宅物件・普通物件)									
	総合火災共済 (住宅物件・普通物件)									
	普通火災共済 (工場物件)									
	住宅物件……単に住居のみに使用 普通物件……店舗、事務所、併用住宅、小規模工場 工場物件……一定規模以上の工場構内 ※詳細につきましては、当組合までご照会ください。									
臨時費用	●	●	●		●	●	●			
残存物取片付費用	●	●	●		●	●	●			
失火見舞費用	●	●	●		●	●	●			
修理付帯費用 ^{★1}	●	●	●		●	●	●			
損害防止費用	●	●	●		●	●	●			
地震火災費用 ^{★2}	●									

左記費用は上記お支払いの対象となる事故に付帯する範囲です。

被災時の思わぬ出費をカバーする費用共済金およびお支払いする費用

<p>臨時費用 共済金の30%を臨時の費用としてお支払いいたします。ただし、1回の事故につき1構内ごとに住宅物件は100万円、非住宅物件は500万円が限度です。</p>	<p>残存物取片付費用 共済金の10%の範囲内で残存物の取片付に要した実費をお支払いいたします。</p>	<p>失火見舞費用 共済の対象が出火元で他人の所有物に損害を与えたとき「20万円×被災世帯数」をお支払いいたします。 ※ただし、1回の事故につき共済金額の20%が限度です。</p>	<p>修理付帯費用 ^{★1} 住宅物件は除きます。 損害の原因調査費用や仮修理費用、仮設物費用などの実費をお支払いいたします。 (1構内ごとに共済金額×30%または1,000万円のいずれか低い額が限度です。) ※ただし、組合の承認が必要となります。</p>	<p>損害防止費用 損害の防止、軽減のために支出した必要または有益な費用をお支払いいたします。 (例) 応援消防隊のガソリン代、消火薬剤の再取得費用等</p>	<p>地震火災費用 ^{★2} 普通火災共済 II は対象外です。 地震・噴火などにより火災が発生し、次の損害が生じたとき。ただし、付属物は対象外とします。 (イ) 建物が共済の対象の場合は、半焼以上または建物の床面積の20%以上の損害となったとき。 (ロ) 家財が共済の対象の場合は、家財を収容する建物等が半焼以上または家財の損害が80%以上となったとき。 (ハ) 共済の対象が設備、什器または商品・製品の場合は、これらの収容する建物等が半焼以上となったとき。 共済金額×5% (ただし1構内ごとに300万円が限度です)</p>
---	---	---	--	--	--

家財は評価額いっぱい！

家財は、評価額いっぱいにご加入ください。

事故の際にお支払いする共済金はご加入金額が限度となり、評価額より共済金額を低く設定した場合は、事故の際に十分な共済金をお受け取り頂けない場合があります。

盗難の補償内容

家財、設備・什器等をご契約の対象とされた場合、現金および預貯金証書の盗難の際には以下の金額を限度として共済金をお支払いします。


ご契約の対象	用途	現金の盗難の場合	預貯金証書・キャッシュカードの盗難により現金が引き出された場合(ただし、預貯金先への届出が条件となります)
家財・設備・什器類	生活用	20万円	200万円または家財の共済金額のいずれか低い額
	業務用	30万円	300万円または設備・什器等の共済金額のいずれか低い額

注意 建物のみのご契約または、商品・製品等をご契約の対象としていただいても、上記の共済金のお支払いの対象とはなりません。

共済金額は評価額どおりにお決めください！

共済金額が評価額より少なすぎたり多すぎたりした場合は、次のような不都合が生じますので、ご注意ください。

例1



評価額 **1,000**万円

火災等の事故により400万円の損害が生じた場合、お支払いする損害共済金の額は以下のようになります。

共済金額 500万円

一部共済

評価額に対する共済金額の割合によって、共済金が削減して支払われます(比例払)。


《損害共済金》

$$= \text{損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{評価額} \times 80\%}$$

$$= 400\text{万円} \times \frac{500\text{万円}}{1,000\text{万円} \times 80\%}$$

$$= \mathbf{250\text{万円}}$$
※この係数は共済の種類および補償内容により異なります。

例2



共済金額 1,000万円


全部共済

損害の額が、そのまま共済金として支払われます(実損払)。

《損害共済金》

$$= \mathbf{400\text{万円}}$$
ムダがなく、万一の場合にも万全です。(ただし、時価額基準の商品にご加入の場合、「損害の額」の算定にあたり劣化・消耗分があればこれを差し引きます。)

例3



共済金額 1,500万円

超過共済

損害の額をそのまま共済金としてお支払いします(実損払)が、評価額を超過して共済金をお支払いすることはできません。

《損害共済金》

$$= \mathbf{400\text{万円}}$$
評価額を超過して設定された共済金額に相当する部分の共済掛金は、ムダ払いとなります。

- 【注】●他にご加入されている火災保険等があれば、そのご契約金額を合算して建物や家財の評価額と比較することが必要です。
- 評価額には次の2種類があります。
- [再調達価格]…現在の建物と同等の構造・用途・規模のものを新築するために必要な額。
 家財の場合は、同等家財の再取得費相当額をいいます。
- [時価額]…上記再調達価格から、使用による消耗分を控除した額をいいます。

ご契約の対象について

- (1) 建物のみのご契約では、家財、設備・什器、商品・製品等の損害は補償されません。
 建物とは別に、これらの動産の共済金額を設定いただき、ご契約漏れのないようにご注意ください。
- (2) 家財、設備・什器、商品・製品等をご契約される場合、「家財一式」、「設備・什器等一式」、「商品・製品等一式」としてご契約いただくことをおすすめします。
- (3) 建物または家財等をご契約いただく場合、ご契約の対象は以下のとおりとなりますのでご注意ください。(風災・ひょう災・雪災・水災については対象とならない場合があります。)

ご契約の対象	共済の対象となるもの	明記すれば共済の対象となるもの
建物	建物 + 畳、建具および電気・ガス・暖房・冷房等の設備(建物一体型)	門、へい、かき、物置、車庫などの付属建物
家財	家財	
設備・什器等	設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品	①1個または1組の価格が30万円を超える貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品等
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材	②稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿等

現金を準備していただく手間をはぶきます。キャッシュレス口振なら、こんなに便利!!

お忙しいお客様に
 ご契約時に現金を準備していただく
 手間をはぶきます!!

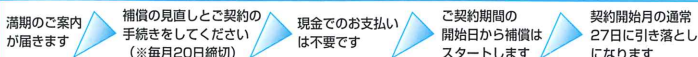
共済掛金の払込み忘れ防止に
 払い忘れがないから、いざというとき
 確実に補償!!

ご継続時の口座振替 (キャッシュレス口振)

- 共済掛金は、補償が始まる月の通常27日[※]の口座引き落としになります。
- ご契約期間の開始日から補償がスタートします。

※当該日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振替されます。

振替までの流れ



契約期間中、共済金は何度でも

1事故による共済金が、共済金額の80%を超えない限り、共済金額はそのまま何度でもお支払いいたします。

ご契約期間をお選びいただけます

1年ごとに毎年ご契約いただくか長期一括でご契約いただくかをお選びいただけます。長期一括の場合、1年ごとのご契約より割安な掛金でご加入いただけます。

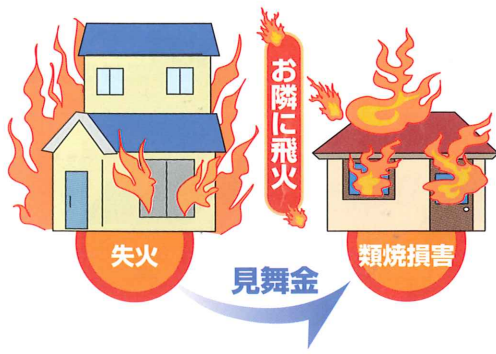
掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合…掛金は損金に算入できます。
 契約者が個人事業主の場合…掛金は必要経費に算入できます。

類焼見舞金担保特約

ご自分の家やお店が火事になってお隣所に類焼してしまったらどうしますか。

この **特約** を付ければ、ご近所に対するお詫びができます。



- 年間わずか1,500円で補償します。
 - あなたの法律上の責任の有無を問わず(故意は除きます。)見舞金をお支払いします。
 - 補償の対象は、建物のみならず動産(建物内収容)も補償します。
 - 建物は居住用のものに限らず、店舗、事務所、工場などの建物も対象となります。(建築中、建売中、または取り壊し中の物件は除きます。)
 - 建物内収容の機械、商品なども対象となります。
 - 見舞金の額は家屋1件あたり300万円まで(全焼の場合)お支払いします。
- ※詳細については、別紙パンフレット・特約をご確認ください。

地震見舞金補償特約

地震による災害の備えに

- 年間わずかな掛金で補償できます。
- 地震等(もしくは噴火またはこれらによる津波)で建物や家財に被害を受けた場合に支払条件によりお支払いします。

《ご加入の条件》

- 専用住宅物件及び併用住宅物件
- 昭和56年6月以降に建築されたもの

《契約額》

主契約共済金額(建物及び家財の合計共済金額)が

1000万円以上の場合	100万円
1000万円未満の場合	建物共済金額×10% 家財共済金額×10%

でご加入いただけます。

《地震見舞金補償特約のお支払い金額》

建物



- 全損の場合(建物の主要構造部の損害が時価の50%以上及び焼失または流失した床面積が70%以上)
地震見舞金補償特約契約額の100%
- 半損の場合(建物の主要構造部の損害が時価の20%以上50%未満及び焼失または流失した床面積が20%以上70%未満)
地震見舞金補償特約契約額の50%
- 一部損の場合(建物の主要構造部の損害が時価の3%以上20%未満及び水災で床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水)
地震見舞金補償特約契約額の5%

家財



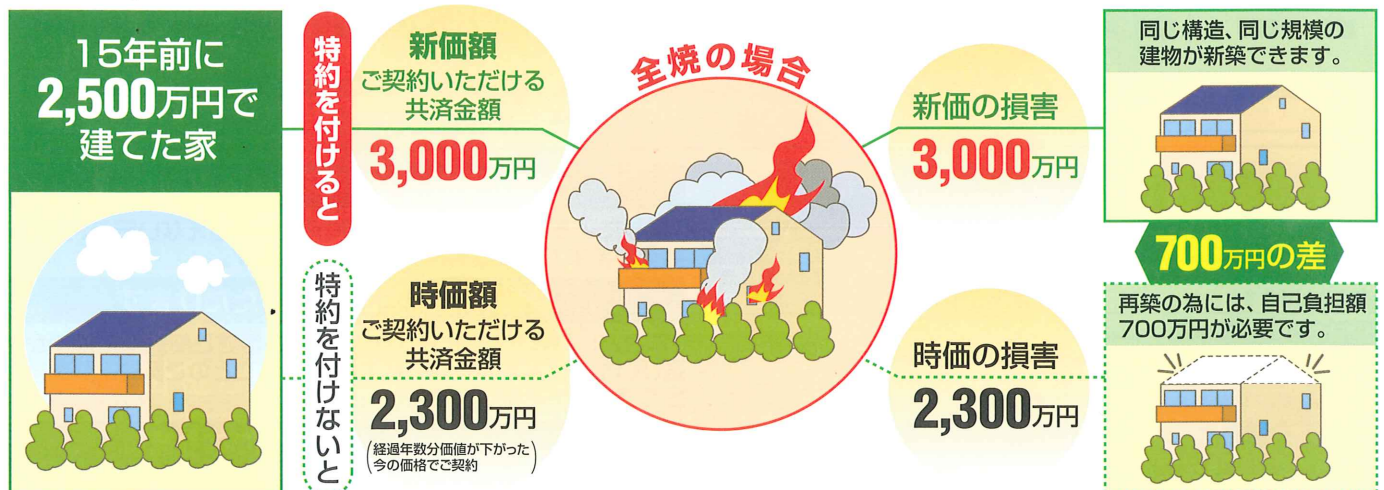
- 全損の場合(家財の損害が80%以上)
地震見舞金補償特約契約額の100%
- 半損の場合(家財の損害が30%以上80%未満)
地震見舞金補償特約契約額の50%
- 一部損の場合(家財の損害が10%以上30%未満)
地震見舞金補償特約契約額の5%

新価共済特約

罹災の際、復旧が容易にできます。

事故が発生しても「使用による消耗分」を控除しないので共済金だけで再取得、修理が可能となります。ただし、台風などの自然災害の事故は時価によるお支払いになります。(一定の期間が過ぎた場合はご加入できない場合があります。)

新価共済特約を付けた場合と付けない場合ではこれだけ違う



※詳細についてはお問い合わせください。

共済金をお支払いしない主な場合

以下の事由によって生じた損害に対しては、共済金等をお支払いいたしません。

- ご契約者や被共済者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ご契約者または被共済者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突・接触
- 戦争、革命、内乱、その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質、放射能汚染による事故
- 火災等の事故の際における紛失、盗難
- 被共済者または被共済者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震・噴火等による倒壊等の損害だけでなく、地震・噴火等による火災損害、または地震・噴火等で延焼・拡大した損害も補償されません。）ただし、地震火災費用を除きます。
- 亀裂、変形その他これらに類似の損害
- 風、雨、ひょう、砂じんなどの吹き込みや雨漏りなどによる損害
- ご契約共済対象の瑕疵
- 偶然、外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的の事故による損害
- 共済掛金領収前に生じた損害（継続時の口座振替特約を付した契約を除きます。）
- 価格が30万円を超える貴金属、宝飾品、美術品等、または設計書、図案、帳簿等について申込書に明記しなかった場合
- 風災、ひょう災、雪災の場合で損害額が20万円に満たない場合
- 水災の場合で損害割合が30%未満であり、かつ建物が床上浸水に至らなかった場合（住宅の場合）など

ご注意

- このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容については「重要事項説明書・約款」をご覧ください。また、ご不明な点がございましたら、当組合までお問い合わせください。

万一事故にあわれたら

- 万一事故が発生した場合には、すみやかにご契約の代理所または当組合にご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと共済金を支払うことができない場合がありますのでご注意ください。

事故のご連絡・共済に関するお問い合わせ・ご相談は



岡山県共済

岡山県火災共済協同組合



0120-46-6648

TEL 086(222)6648 FAX 086(222)6649
〒700-0817 岡山市北区弓之町4-19-301(中小企業会館3階)

共同引受先 全日本火災共済協同組合連合会